

総務常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 88 号 令和 5 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中 2 款 総務費 10 款 教育費	1 項 総務管理費 2 項 徴税費 1 項 教育総務費 ↳ 3 項 中学校費 5 項 社会教育費	3 目、5 目、9 目、13 目を除く 1 目を除く

○歳入 第 1 条中の歳入予算の補正及び第 3 条地方債の補正

議案第 91 号 令和 5 年度八戸市学校給食特別会計補正予算

議案第 95 号 八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 96 号 八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

● その他

- ・ 議会ふれあいミーティングへの出席委員について

[総務協議会]

○ 所管事項の報告について

- 1 男性職員の服装の見直しに係る試行について
- 2 証明書等交付窓口におけるキャッシュレス決済の導入について

八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

特定新型インフルエンザ等から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務を感染症業務手当の支給対象とするとともに、感染症業務手当の特例を廃止し、その他規定の整備をするためのものである。

2 主な改正の内容

- (1) 感染症業務手当に、特定新型インフルエンザ等※から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって、市長が定める業務に従事した場合、1日につき4,000円の範囲内において市長が定める額を支給する規定を追加

※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る）

- (2) 新型コロナウイルス感染症から人の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、市長が定めるものに従事した職員に対する感染症業務手当の特例を廃止

3 施行期日

条例の公布日から施行する。

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税及び軽自動車税に係る見直しのほか所要の改正をするためのものである。

2 改正の主な内容

《個人市民税》

- (1) 森林環境税の導入に係る賦課徴収の方法を改正するもの。
 - ・個人市民税均等割と併せて森林環境税を賦課徴収するもの。
- (2) 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡素化するもの。
 - ・前年に記載した事項と異動がないときには、異動がない旨を記載した申告書を提出できるものとするもの。

《軽自動車税》

- (3) 環境性能割及び種別割について、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更するもの。

現行	改正後
100 分の 10	100 分の 35

3 その他

条項ずれなど、所要の改正を行うもの。

4 施行期日

- (1) (3) 令和 6 年 1 月 1 日
- (2) 令和 7 年 1 月 1 日

令和５年度 議会ふれあいミーティング出席議員

委員会名	町畑地区	小中野地区
総務会 常任委員会	立 花 敬 之	森 園 秀 一
	寺 地 則 行	岡 田 英
	上 条 幸 哉	石 橋 充 志
	土 嶺 直 樹	
経済会 常任委員会	吉 田 淳 一	五 戸 定 博
	小屋敷 孝	豊 田 美 好
	田名部 裕 美	壬 生 八十博
		久 保 百 恵
民生環境会 常任委員会	山 名 文 世	坂 本 美 洋
	間 盛 仁	伊 藤 圓 子
	吉 田 洸 龍	中 村 益 則
		長谷川ひろゆき
建設企業会 常任委員会	藤 川 優 里	日 當 正 男
	高 橋 正 人	三 浦 博 司
	前 田 由 美	苫米地 あつ子
	山之内 悠	
合計	14	14

※網掛けした議員は広報広聴委員会委員。

男性職員の服装の見直しに係る試行について

地球温暖化対策の一環として、室温の適正管理とその温度に適した服装を着用する「クールビズ」の取組が定着する中、近年は、国や他の地方自治体において、1年を通じて室温の適正化を図りながら、職員が快適で働きやすい服装で業務を行うという取組が拡大している。

当市においても、職員が働きやすい職場環境作りを進めながら、事務能率の向上を図る観点から、次のとおり男性職員の服装の見直しを試行するもの。

1. 取組内容

ノーネクタイの通年化

※気温や業務に応じた働きやすい服装を可能とするため、ネクタイの非着用を通年で認めるもの。

なお、上着についても、高い気温が予想される場合などには、会議等を所管する所属長の判断により非着用とすることも可とする。

(運用上の留意点)

- ・市職員として品位を失わない節度ある服装を徹底する。
- ・一律でネクタイ非着用とするものではなく、TPO（時間・場所・場合）に応じた適切な服装を心掛け、社会通念上必要と判断される場においては、ネクタイを着用する。
(例) 表彰式等の公式行事、他団体主催の行事
- ・市議会の本会議等に出席する場合の服装については、議会が決定した運用に従う。

2. 試行期間

令和5年10月1日～令和6年3月31日

※試行期間中の実施状況を踏まえ、通年化に支障がないと判断される場合、令和6年度より本格実施とする。

証明書等交付窓口における キャッシュレス決済の導入について

1 概要

決済手段の多様化による利用者の利便性を向上させるとともに、行政サービスのデジタル化を進め、窓口における待ち時間の短縮及び公金収納業務の効率化を図るため、特に取扱件数の多い市民課及び資産税課の窓口における各種手数料の支払いにキャッシュレス決済を導入する。

2 利用開始日

令和5年10月2日（月）

3 キャッシュレス決済を導入する窓口

市民課（市庁本館1階）及び資産税課（市庁別館3階）

4 対象となる手数料

市民課

住民票の写し等交付手数料、戸籍証明書等交付手数料、印鑑登録証明書交付手数料など
資産税課

所得・課税証明書交付手数料、固定資産証明書交付手数料、納税証明書交付手数料など

5 利用可能なキャッシュレス決済の種類

種類	ブランド名
クレジットカード決済	Visa、Mastercard、JCB、AMEX、Diners、Discover
電子マネー決済	交通系IC※1、WAON、nanaco、iD、楽天Edy、QUICPay
コード決済※2	PayPay、楽天Pay、d払い、メルペイ、auPAY、ゆうちょPay

※1 Suica、PASMO、Kitaca、TOICA、manaca、ICOCA、SUGOCA、nimoca、はやかけん
（「ハチカ」は、「Suica」として利用できます。）

※2 順次利用開始予定